

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。(社会福祉課)

【回答】

自治体の担うべき役割を認識し、住民の利益への奉仕をすすめていく考えです。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。(社会福祉課)

【回答】

自治体の担うべき役割を認識し、住民の利益への奉仕をすすめていく考えです。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(税務課)

【回答】

愛知県地方税滞納整理機構は、滞納整理を専門に行う県と参加市町の職員の集合体であり、機構の名のもとで協働して滞納整理を推進することで地方税の滞納額の縮減を図ろうとするものです。機構に参加することの意義は非常に大きいものと判断しております。また、地方税法第15条の適用は的確に実施・運用しております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について (社会福祉課)

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

法令に従い適切に行っています。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】

法令に従い適切に行っています。

「しおり」の記載を変更する考えはありません。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】

市独自の措置を講じる予定はありません。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正

規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

【回答】

基準に従い配置しています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

配置する予定はありません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

各制度ごとに判断していくものです。

2. 安心できる介護保障について（高齢者福祉課）

（1）介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

介護保険制度は財源の負担割合が定められており、保険料の引き下げのための繰り入れは考えておりません。

また、保険料の段階については、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画（以下「第4期事業計画」という。）では、介護保険料の所得段階設定を8段階（9区分）としておりましたが、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画（以下「第5期事業計画」という。）においては、これまで0.5であった第1・2段階の保険料率を0.45に引き下げ、さらに、これまで0.75であった第3段階には新たに0.62の所得区分を設け、所得段階を9段階（11区分）と負担能力に応じた介護保険料といたしました。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

減免につきましては、国から示された三原則（①保険料の全額免除、②収入のみに着目した一律減免、③一般財源の投入を行わない）の遵守を原則とし、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、今後も同様に考えております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

介護保険法において、利用料を減免できる要件が省令に規定されており、本市の独自減免は考えておりません。

なお、低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。

また、社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在行っており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を

介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

【回答】

介護予防サービス及び地域支援事業については、サービスを必要とする利用者の把握、一般高齢者福祉サービスとの調整、事業の効果などを分析・調査しながら充実に努めてまいりたいと考えております。また、「介護予防・日常生活支援総合事業」については、第5期事業計画において、需要を考慮しながら必要に応じてサービス提供の確保を図ってまいりたいとしております。

- ⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

第5期事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備等の拡充に努めてまいりたいと考えております。なお、基盤整備に当たっては、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の活用を努めてまいりたいと考えております。

- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

第3期事業計画において8中学校区を7地域に再編し、平成18年度以降は各地域に1カ所の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置運営を社会福祉法人及び医療法人に委託しております。

第5期事業計画期間中は、地域の関係機関や地域住民等による地域包括ケア検討会議を設置し、地域におけるケアマネジメントを担う中核機関であるセンターの運営体制の充実及び機能強化を図ってまいりたいと考えております。

- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

平成24年4月施行の介護保険制度改正において、介護職員の処遇改善のための報酬加算が新設されており、財政的な支援は考えておりません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。(高齢者福祉課)

【回答】

加齢に伴う心身機能の低下により、日常生活に支援が必要なひとり暮らしや高齢者世帯に生活支援型ホームヘルパーを週1回派遣し、自立生活の維持及び要介護状態への進行防止を図っており、今後も本事業の継続に努めてまいりたいと考えております。

また、民生委員児童委員及び7カ所の地域包括支援センター職員による高齢者実態調査やふれあいネットワーク、配食サービスなどの見守りや安否確認のための事業も行ってまいります。

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。(社会福祉課、高齢者福祉課)

【回答】

瀬戸市福祉保健センターに開設しております老人福祉センターでは、バスの送迎付きで利用いただいております。高齢者の生きがいづくりの一助になっているものと考えております。

また、老人憩いの家においても自立高齢者を対象に送迎付きのデイケアハウスを開設し、利用者を支援しております。

また、市内を巡るコミュニティバスについては、障がい者のかたは半額で利用いただけるなど支援もしております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。(高齢者福祉課)

【回答】

委託方式により3か所の宅老所を開設しておりますが、今後も介護予防の観点からその継続に努めてまいりたいと考えております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。(生活課)

【回答】

今後、市の住宅施策について、関係各課と検討してまいりたいと考えております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。(高齢者福祉課)

【回答】

日曜日を除く週6日、昼食又は夕食のいずれか1食の配食サービスを実施しておりますが、今後もその継続に努めてまいりたいと考えております。なお、会食につきましては、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会の地区社協により実施されております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。(高齢者福祉課)

【回答】

住宅改修及び福祉用具購入に係る受領委任払いについては平成23年度より実施しており、高額介護サービス費の受領委任払いにつきましては考えておりません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。(高齢者福祉課)

【回答】

介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障がい者、身体障がい者などと同程度の障がいのある方については、障がい者控除の対象となる認定書を交付しております。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。(高齢者福祉課)

【回答】

初めて要介護等と認定された全ての方へ送付する要介護等認定決定通知書に「所得税法等による障害者控除対象者認定」を始めとした高齢者に関する在宅福祉サービス等の案内のための説明書を同封しておりますが、今後は主治医の意見書及び訪問調査情報を基に該当者へ交付できるよう、電子機器による介護保険システムの改修と合わせて検討してまいりたいと考えております。

3. 福祉医療制度について(国保年金課)

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

愛知県が行う福祉医療制度の見直しの動向を見極めた上で慎重に検討する必要があると考えます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

愛知県が行う福祉医療制度の見直しの動向を見極めた上で慎重に検討する必要があると考えます。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

愛知県が行う福祉医療制度の見直しの動向を見極めた上で慎重に検討する必要があると考えます。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

自己負担額の補助については、県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

4. 高齢者医療などの充実について(国保年金課)

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】

後期高齢者被保険者については、今年度(12月発送分)から該当者に個別に申請書を送付する予定です。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えております。短期被保険者証の発行につきましては、愛知県後期広域連合が定めた要綱に従い対応して参りたいと考えております。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。(健康課)

【回答】

平成21年度から妊婦健診の助成回数を14回に拡大しております。今後の助成拡大につきましては、検討を続けてまいります。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。(学校教育課)

【回答】

現在の就学援助対象基準は、生活保護基準額の1.25倍以下の世帯としておりますが、近隣市町と比較しても低い基準ではないと認識しており、引き上げる考えはありません。

また、瀬戸市では、申請は各学校と教育委員会双方で受け付けしております。この制度については、広報、瀬戸市のホームページ、関係各課窓口等により広くお知らせをしています。

なお、民生委員の証明は必要としていません。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。(学校教育課)

【回答】

現在は、考えていません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。(給食センター)

【回答】

引き続き、安全、安心で、おいしい給食づくりに努めてまいります。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。(防災安全課)

【回答】

避難所には性別・年齢を問わず、多数の避難者が詰めかけます。男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子育て家庭のニーズに配慮してまいります。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。(こども家庭課)

【回答】

現在次のような対策をとっていますが、今後とも関係機関との連携を強化し、早期発見、迅速な対応に努めます。なお、今のところ現在の職員体制(正規4名・臨時1名)で対応可能と考えています。

ア 保育園、幼稚園、学校などの関係機関と情報交換をし、虐待の早期発見に努めています。

イ 民生児童委員を中心に虐待予防の啓発に努め、地域での見守りをしています。

ウ 子育て支援センターを中心に子育て相談のできる場を増やし、子育て不安から発生する虐待の予防に努めています。

エ 若年妊婦など母子手帳交付時から関係機関で情報共有し、相談・見守り体制をとっています。

6. 国保の改善について(国保年金課)

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

都道府県単位化に反対する考えはありません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

一般会計からの法定外繰り入れについては、今後とも、一般会計、国保特会相互の財政状況を見ながら、また、社会保険制度の中での受益と負担の関係を踏まえて、適切に判断していくものと考えます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

現状を変更する予定はありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小としないようにしてください。

【回答】

現状を変更する予定はありません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現状を変更する予定はありません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

高校生世代以下の子供に対する被保険者証交付については、改正された平成21年12月通知に基づき行なっているところです。これ以外については、負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】

適切に対応していきたいと考えております。

ウ. 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】

保険料を支払う意思があつて分納している世帯については、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を交付していきたいと考えております。完納の目途が立った時点で通常証を交付させていただいております。

エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

保険料滞納者の生活実態把握については従来から努力しており、また、滞納処分についても、適切に対応しているところです。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

現状を変更する予定はありません。

7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。（社会福祉課）

【回答】

負担が重くなり過ぎないように所得に応じて上限が決められていることから無料の考えはありません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。（社会福祉課）

【回答】

国の定める基準に従い運用していますので、訪問系サービスには余暇利用は含まれません。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。（社会福祉課）

【回答】

本市では利用者・家族の状況を個別に判断させていただくこととしています。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。（高齢者福祉課）

【回答】

介護保険サービスは、介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者の要介護等認定の度合、生活状況やニーズに応じた必要な量のサービスを提供すべきものであると考えております。

- ★⑤ 65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。(高齢者福祉課)

【回答】

介護保険法においては、利用料を減免できる要件が災害など省令で限定されており、住民税非課税世帯からの利用料を減免することは困難と考えております。

- ⑥ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。(防災安全課)

【回答】

災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)により、避難所における生活環境の整備等が新たに設けられました。

内閣府が定めました「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき対応を検討してまいります。

- ⑦ 地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。(防災安全課)

【回答】

災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)により、災害発生時の避難に特に支援を要する方々の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村長に義務付けられ、名簿の活用に関して避難支援者に情報提供を行うための制度が設けられました。

内閣府が定めました「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき対応を検討してまいります。

8. 健診事業について (健康課)

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

【回答】

特定健診につきましては、年に1回無料で実施しております。

その他の健(検)診事業に対する応分の個人負担は、やむを得ないものと考えております。

また、「二十歳の歯科健口診査」については無料で実施しておりますが、歯周病予防健診につきましても応分の個人負担はやむを得ないものと考えております。

特定健診、がん検診及び歯科節目検診に関する対象者への案内は、現在、すでに受診券を兼ねた案内はがきで個別通知を実施しております。

- ② 40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

国保加入者の30歳から39歳の方には生活習慣病予防健診を、国保加入者以外

の

30歳から39歳の女性には「女性の健康診査」を、毎年実施しています。
健(検)診事業に対する応分の個人負担は、やむを得ないものと考えております。

9. 予防接種について(健康課)

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

定期予防接種化について厚労省の専門会議で検討されているところであり、その動向を注視しているところです。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

①と同じです。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

風疹ワクチンの助成に関しては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの接種分に対して、1人1回5,000円を上限に実施しております。

その助成対象者は、次の3つのうちのいずれかに該当する方です。

(1) 妊娠を予定又は希望する女性

(2) (1)の夫

(3) (1)の同居家族

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。(社会福祉課)

【回答】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

②消費税増税を中止してください。(税務課)

【回答】

消費税増税につきましては、将来的な社会保障制度の財源とするため政府が景気状況を鑑み、有識者によるヒアリングを実施するなどし、総合的に判断するものであり国へ消費税増税中止の要望をする考えはありません。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。(国保年金課)

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。(国保年金課)

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。(高齢者福祉課)

【回答】

国庫負担(調整交付金)の増額につきましては、これまで全国市長会を通じて要望してまいりましたが、今後も機会あるごとに全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

また、生活支援の時間につきましては、平成24年度からの介護報酬の改定により時間区分が20分以上45分未満と45分以上の2区分に見直されたもので、必要なサービス量の上限を付したものではありません。介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供するべきものであることは従前と変わっておりません。なお、介護労働者の処遇改善につきましては、平成23年度は介護職員処遇改善交付金で、平成24年度からは介護報酬の改定によって改善されているものと考えております。

- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。(国保年金課)

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。(健康課)

【回答】

国の動向を注視しているところであり、意見書・要望書の提出を行う考えは、現在のところありません。

- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。(社会福祉課)

【回答】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。（健康課）

【回答】

厚労省の専門会議で検討されているところであり、国の動向を注視しているところです。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について（国保年金課）

- ①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

【回答】

以上、4項目、意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

(2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

- ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。（国保年金課）
- イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。（国保年金課）

【回答】

以上、2項目、意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。（社会福祉課）

【回答】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。（社会福祉課）

【回答】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

(3) 医療提供体制の充実のために（健康課）

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。
- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答】

以上5項目とも、県の動向を注視しているところであり、意見書・要望書の提出を行う考えは、現在のところありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書 (国保年金課)

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】

以上、5項目、意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

以上